

報告第12号

下水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第26条第3項の規定により、  
翌年度に繰越して使用できる経費について別紙計算書のとおり報告する。

令和7年6月6日提出

市川市長 田 中 甲

令和6年度市川市下水道事業会計

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

会計名	款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
下水道事業会計	資本的支出	建設改良費	下水道施設長寿命化対策事業	円 132,667,100	円 59,067,100	円 73,600,000
			公共下水道整備雨水事業	315,786,976	87,100,314	109,500,000
			公共下水道整備汚水事業	6,438,195,024	2,862,378,191	3,348,073,800
			西浦下水処理場建設費負担金	244,793,000	83,644,922	88,383,465
			西浦処理区公共下水道建設費負担金	179,898,000	130,351,438	49,265,000

予算繰越計算書

左の財源内訳				不用額	説明
企業債	国庫補助金	負担金	損益勘定 留保資金等		
円	円	円	円	円	
25,300,000	6,587,000	0	41,713,000	0	対象委託において、当初入札が不調となったことから契約時期に遅れが生じたこと等により、年度内の完了が見込めないため繰り越すもの。 また、令和7年1月28日に埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因すると考えられる道路陥没を受け、3月18日付の国の要請により大口径かつ古い下水道管路を対象とした全国特別重点調査を実施することとなったが、年度内の完了が見込めないため繰り越すもの。
107,900,000	0	1,555,000	45,000	119,186,662	他企業管の移設等に係る補償金において、協議及び調整に不測の日数を要し、年度内の完成が見込めないため繰り越すもの。
2,690,300,000	587,400,000	70,048,266	325,534	227,743,033	対象委託・路面復旧・工事において支障物等の対応に不測の日数を要したこと等により、年度内の完成が見込めないため繰り越すもの。 また、他企業管の移設等に係る補償金において、協議及び調整に不測の日数を要し、年度内の完成が見込めないため繰り越すもの。 さらに、本市が建設費の一部を負担する松戸市の管渠布設事業において、年度内の完成が見込めないため繰り越すもの。
88,300,000	0	0	83,465	72,764,613	本市が建設費の一部を負担する船橋市の西浦下水処理場建設事業において、年度内の完成が見込めないため繰り越すもの。
49,100,000	0	0	165,000	281,562	本市が建設費の一部を負担する船橋市の管渠布設事業において、年度内の完成が見込めないため繰り越すもの。